

制限付き一般競争入札における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市が発注する工事の請負その他の契約に係る事業（以下「事業」という。）において、一抜け方式により実施する制限付き一般競争入札の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、当該方式を適用する関連する複数の事業（以下「関連事業」という。）の入札において、あらかじめ定めた開札順序により開札した結果、先に落札者となった者のした他の関連事業の入札を無効とし、その他の入札者の入札結果から落札者を決定する入札方式をいう。

(対象事業)

第3条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業について、一抜け方式を実施することができる。

(1) 対象となる地域が市内全域にわたる事業で、次のいずれかに該当するものであること。

ア 事業の品質の低下を防止する目的で一つの事業を分割して発注するもの
イ あらかじめ定められた期限内に完了させる必要があるため、期間短縮の目的で一つの事業を分割して発注するもの

(2) 同一の事業担当課が発注する事業であること。

(3) 同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札する事業であること。

(4) 原則として、入札公告で定める入札参加者に必要な資格に関する事項が同一であること。

(5) 対象地域、数量等を除き、事業の内容が同一であること。

(6) 全ての関連事業において、競争性が十分担保されるだけの入札可能事業者数を確保できると見込まれること。

(一抜け方式による入札の執行)

第4条 一抜け方式による入札の執行に当たっては、次の各号の内容を入札公告に記載するものとする。

(1) 一抜け方式により入札を行うこと。

(2) 他の関連事業の名称

(3) 先に開札された他の関連事業において落札者となった者のした入札は無効になること。

(4) 一つの入札で落札者となった者は、以降に開札する他の関連事業にした入札を無効とすること。

(5) 低入札価格調査制度の対象となる事業において、調査のため落札決定を保留した場合は、当該調査対象者を落札者とみなして、以降に開札する他の関連事業にした入札を無効とすること。

- 2 関連事業の開札時間は、設計金額の高いものから順に設定するものとする。
- 3 一抜け方式の対象となる事業の落札者（落札決定を保留した場合の落札候補者を含む。以下同じ。）が他の関連事業にも入札していたときは、開札前の事業に係る入札についてこれを無効とする。

（入札の中止等に伴う措置）

第5条 関連事業のうち、一部の事業の入札が中止又は取止め若しくは不調（以下「中止等」という。）となった場合は、中止等となった事業を除いて一抜け方式により入札を行う。

- 2 前項の場合において、中止等となった事業を再度入札に付する場合で、関連事業の落札者が当該入札に参加申請をしたときは、その参加申請を無効とする。この場合において、入札公告にその旨を明記しなければならない。
- 3 一抜け方式の対象となる事業において入札者がいない場合、又は再度の入札で落札者がいなかった場合で、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うとき、又は一抜け方式の対象となる事業の落札者が契約を締結しない場合で、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約を行うときは、見積徴取する事業者に他の関連事業の落札者を選定してはならない。

（関連事業に係る制限）

第6条 一抜け方式を行う場合は、関連事業は次の各号のとおり設定しなければならない。

- (1) 各事業の設計金額は、事業間で可能な限り均等となるよう努めること。
 - (2) 関連事業の事業数は、第3条第1号ア又はイの目的を果たすための最小限度とすること。
- 2 発注者の責により発注時期が遅れた場合は、第3条第1号イの理由に基づく一抜け方式を実施してはならない。

附 則（令和6年3月14日決裁 佐契第1225号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月4日決裁 佐契第21号）

この要領は、決裁日から施行する。